

## 天理医療大学に対する大学評価（認証評価）結果

### I 判 定

2018（平成30）年度大学評価の結果、天理医療大学は「内部質保証」「教員・教員組織」において重大な問題が認められたことから、現時点での判定を保留し、2021（平成33）年度までに再評価を行ったうえで、判定する。

### II 総 評

天理医療大学は、長きにわたり看護師や臨床検査技師等の養成を担ってきた天理看護学院及び天理医学技術学校の理念と実績を継承し、2012（平成 24）年に開学して以来、「人に尽くすことを自らのよろこびとするという天理教の信条教育を基調として、広く知識を獲得し、医療に関わる専門性の高い技術を習得し、真摯に科学する精神を育み、人に対する深い愛情と自分を律する謙虚な心をもった人材を育成」することを目的とし、医療学部看護学科及び臨床検査学科を設置して教育研究活動に取り組んできた。

この目的を達成すべく、学長のリーダーシップのもとで学部長や理事長と連携をとりながら、「教育・研究審議会」「点検・評価審議会」「運営審議会」の3つの審議会が主体となって、「自律」と「協働」をキーワードに教育の充実を図っている。また、学生支援においては、専任教員によるチューター制度を設け、入学時のさまざまなテストの結果を活用するとともに、「チューター会議」での情報共有を通じてきめ細かな支援に取り組んでいることは高く評価できる。

一方で、教員組織については重大な問題があると指摘せざるを得ない。臨床検査学科において、経年的に大学設置基準上必要な専任教員数が2名不足していることは大学設置基準に抵触する問題であり、早急に是正されたい。専任教員が不足した背景として、両学科から独立した教員組織として総合基礎科目及び共通基礎科目を運営する「医療教育・研究センター」を設置したことがあり、組織改編の際には専任教員の配置も含めて管理することが必要である。この問題に対し、大学では専任教員の公募を行っているほか、同センターのあり方を検討することとしており、その改善に着手している。よって、重大な問題はあるものの、近い将来改善が期待できるものとして、判定を保留とする。

また、大学自身が教育研究等の質を保証するため、2018（平成 30）年度より「将来計画委員会」を内部質保証の推進組織と位置付けたものの、内部質保証のための方針・

手続は定められておらず、同委員会の権限も不明確である。このことから、内部質保証体制を適切に整備し、そのうえで大学としてのPDCAサイクルを機能させて、教育の改善及び質保証に取り組むことが強く求められる。なお、教育の質を保証していくためにも、大学の将来を見据えた中・長期計画を策定し、大学の諸活動を進めるための方針を定めることが重要であり、自己点検・評価を踏まえて「将来計画委員会」を中心に実現可能な計画・方針を立案・検討されたい。

その他の課題として、教育においては、学位ごとに方針が定められていないほか、シラバスの整備、学習成果の把握・評価に課題が見受けられる。さらに、社会連携・社会貢献についても方針や責任体制が整備されておらず、教育環境の整備においては、実験室の不足という課題を抱えている。また、大学運営において、規程の見直しや事務組織の強化に加え、財政基盤の安定化が課題となっている。こうした課題を解決し、教育研究活動の改善・向上につなげるためにも、上記の内部質保証システムの整備に早急に取り組み、このシステムを機能させることが望まれる。今回、初めての機関別認証評価を受けたことを機に、大学の諸活動に関する方針を適切に策定し、それに基づいた活動を組織的に展開するとともに、継続的な自己点検・評価を通じた改善・向上に取り組み、大学自らが教育等の質を保証していくことが期待される。

### Ⅲ 概評及び提言

#### 1 理念・目的

##### <概評>

学則において、大学の理念・目的を適切に設定し、学内はもちろん社会にも積極的に公表している。また、中・長期計画については、「将来計画委員会」のもとで2018（平成30）年度より検討を始めたところであり、今後、自己点検・評価の結果を踏まえて実現可能な中・長期的目標の計画を立案することが求められる。

#### ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

学校法人の目的は、「学校法人天理よろづ相談所学園寄附行為」に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人に尽くすことを自らのよろこびとする天理教の信条教育を基調として、医療に従事する献身的な人材を育成することを目的とする」と定めている。さらに、これを受け、学則に「天理医療大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、人に尽くすことを自らのよろこびとするという天理教の信条教育を基調として、広く知識を獲得し、医療に関わる専門性の高い技術を習得し、真摯に科学する精神を育み、人に対する深い愛情と自分を律する謙虚な心をもった人材を育成することを目的とする」と設定し

ており、大学の目的は、医療に関わる教育課程を主とする医療学部を設置する大学としてふさわしい内容となっている。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の目的は、学則に明示するとともに、大学案内に掲載し、ホームページ上に公開している。また、在学生に対しては『学修ガイド』に、受験生やその保護者等に向けては『学生募集要項』に大学の目的を記載し、それらを配付・説明している。教員については、新任教員には採用時のオリエンテーションで説明しているほか、看護学科では助手・助教・講師で構成される助講会にて大学の目的に関する説明や話し合いを行っており、臨床検査学科では学科長から若手教員への説明の機会を利用して周知を図るなど、大学の目的の理解の深化に努めている。

特に、大学の目的のもと、新生には、「私たちは、天理医療大学の学生として、『人に尽くすことを自らのよこびとする』という建学の精神を胸に置き、高い教養と専門的能力を培い、真摯に自律と協働の技と心を学ぶことを誓います」という宣誓文に署名を求めている。また、看護学科の2年次生は、看護宣誓式において大学の目的を自分たちの言葉にした宣誓文を作り宣誓を行い、臨床検査学科の3年次生は、実習開始前の宣誓書署名式において、「ヒポクラテスの誓い」を朗読して宣誓しており、看護及び臨床検査という人間の生命に直結する医療分野の教育課程において、学生に対して大学の目的の理解を深めさせ、責任感等を浸透させる重要な機会となっている。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

大学の将来を見据えた中・長期の計画については、専門看護師（CNS）コース、助産学領域や臨床検査領域の大学院、海外の留学生を受け入れる国際コースの設置、さらには他の専門領域（介護・福祉領域や育児領域等）の学科ないしは学部の設置等について構想したことはあるものの、明文化されたものはない。2018（平成30）年4月に「将来計画委員会規則」が改定され、同委員会の開催が定例化されたことから、自己点検・評価の結果に基づき、中・長期計画を早急に立案するよう、改善が求められる。

なお、2019（平成31）年度から「将来計画委員会」において、「天理医療大学ビジョン2020（仮称）」の作成に着手するとしているため、適切な検討プロセスを経て、実行可能な計画を策定することが望まれる。

<提言>

## 改善課題

- 1) 大学の将来を見据えた中・長期計画が立案されていないことから、「将来計画委員会」を中心に、大学の自己点検・評価の結果を踏まえた実現可能性のある中・長期計画を策定するよう、改善が求められる。

## 2 内部質保証

### <概評>

2018（平成 30）年度に「将来計画委員会」の運営に関する規程を改定し、内部質保証に関することを同委員会の審議事項として明記したものの、内部質保証における同委員会の役割が明確でなく、現状として同委員会は内部質保証の推進を担っていない。また、毎年自己点検・評価を実施し、それに基づく改善は各学科等が実施しているものの、その他の教育研究活動に関する委員会報告はそれぞれを所管する審議会が点検・評価するにとどまっており、自己点検・評価の結果を用いて改善・向上に取り組むプロセスが築かれていない。これらのことから、内部質保証に関する方針及び手続を定めたうえで内部質保証システムを整備し、「将来計画委員会」を中心とする全学的なPDCAサイクルを機能させるよう是正されたい。なお、自己点検・評価の結果や財務状況及び教育情報は適切に社会に公表されている。

### ① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証に関する基本的な考え方として、教育研究水準の向上を図り、大学の目的を達成するために、教育研究活動並びに組織及び運営等の状況について自ら自己点検及び評価を行うとしている。これについては、学則において規定しているが、自己点検・評価に関する規定であり、内部質保証のための全学的な方針とはいえない。

また、内部質保証に関する手続についても、後述する「運営審議会」及び「将来計画委員会」に関する規程に定めているとしているが、いずれの規程の審議事項にも内部質保証に関する事項は明示されていないため、内部質保証に関する手続を明文化しているとはいえない。なお、2018（平成 30）年度に「将来計画委員会」の規則を改定したものの、同委員会の審議事項が変更されたのみであり、内部質保証に関する手続が定められているとはいえない。

以上のことから、内部質保証に関する基本的な考え方を明確にしたうえで、そのための全学的な方針及び手続を明文化し、学内構成員で共有することが求められる。

### ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

大学における教育研究活動及び運営に関する重要事項を審議するため、主に経

営・広報・将来計画について審議する「運営審議会」、主に教育課程や授業方法の改善・入学者及び学生に関する事項・図書について審議する「教育・研究審議会」、主に教員人事・研究に関する事項や自己点検・評価について審議する「点検・評価審議会」の3つの審議会を置いており、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は、「運営審議会」であるとし、同審議会のもとに設置している「将来計画委員会」が内部質保証を推進する役割を担うとしていた。ただし、内部質保証の推進は、「教育・研究審議会」や「点検・評価審議会」も担っているとしており、内部質保証体制が整理できていない状況にあった。

こうしたことから、2018（平成 30）年度に「将来計画委員会規則」を改定し、同委員会の審議事項に内部質保証の推進に関する事項を明記することで、内部質保証の推進に責任を負う組織の明確化を図った。

ただし、各学科及び委員会・会議等の点検・評価の結果や教員が業務評価システムに入力した結果については、「自己点検評価実施委員会」がとりまとめ、毎年度の『自己点検評価報告書（年報）』として同委員会を所管する「点検・評価審議会」に上程しているものの、「運営審議会」のもとに設置している「将来計画委員会」が毎年の自己点検・評価の結果を用いて改善・向上に取り組むプロセスは明確にされていない。また、「将来計画委員会」が内部質保証の推進に責任を負う組織として明確に位置付けられてから間もないこともあるが、同委員会の審議には、入学試験の概要から学生面談の結果、庶務的な課題等あらゆる事項が諮られており、現状において必ずしもその役割を負っているとはいえない。

これらのことから、「将来計画委員会」の内部質保証において果たす役割を明確にし、「自己点検評価実施委員会」や同委員会を所管する「点検・評価審議会」、さらに、教育内容・授業方法の改善に関する事項を審議する「教育・研究審議会」等の諸組織との連携について明らかにするよう是正されたい。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つのポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）については、教育研究上の理念に基づいて策定しているが、各学科の3つのポリシーを策定するうえでの全学的な基本方針は定められていないため、内部質保証の推進に責任を負う組織が関わって、全学的な枠組みを検討するなど教学マネジメントに努めることが望まれる。

各学科及び委員会・会議等の自己点検・評価については、既述のように各部署で行い、「点検・評価審議会」のもとに設置されている「自己点検評価実施委員会」がとりまとめ、これに基づき各学科等が改善を図っている。その他に、教育に関する内容については「教務委員会」、研究に関しては「研究委員会」から毎年の委員会報告として所管する審議会である「教育・研究審議会」に報告しており、フ

アカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の機会に教員間で共有した教育研究活動の改善に関わる事柄については、「教員・教育組織能力開発委員会」がFD等に関する取組みを担っているため、同委員会を所管する「運営審議会」に報告しており、各審議会では報告される内容をもとに、それぞれ所管する事項に関する点検・評価を行っている。なお、点検・評価における客観性・妥当性を確保するべく学外有識者を招いた研究会・講演会を実施しているが、これらは認証評価制度や大学の質保証への理解を深めるための研修会であり、点検・評価の客観性・妥当性を高める取組みとはいえない。

さらに、2018（平成 30）年度から「運営審議会」のもとに設置している「将来計画委員会」を内部質保証の推進に責任を負う組織と位置付け、規程の改定も行ったものの、前述のように現段階では同委員会がその役割を果たしているとはいえない。以上のことから、内部質保証における「将来計画委員会」の役割を明確にするとともに、「将来計画委員会」が、毎年の自己点検・評価の結果を用いて改善・向上に取り組むプロセスを明確にした内部質保証システムを構築することが求められる。そのうえで、「将来計画委員会」を中心とした内部質保証システムを機能させ、点検・評価の結果に基づき各学科及び委員会・会議等のPDCAサイクルを支援し、教学マネジメントを行っていくよう是正されたい。

なお、文部科学省からの指摘事項については、「教育・研究審議会」のもとに「カリキュラム改正プロジェクト」を配置し、対応に取り組んでいる。

**④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

教育研究活動、財務等の諸活動の状況をホームページで公表し、定期的に更新している。また、『自己点検評価報告書（年報）』を毎年発行し、ホームページに公表することで社会への周知を図っており、情報の公開に積極的に取り組んでいる。

**⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。**

全学的なPDCAサイクルの適切性・有効性については、「自己点検評価実施委員会」が Semesterごとに検討し、授業評価アンケートや『自己点検評価報告書（年報）』の改善に努めている。ただし、これは、同委員会が所管する事項についての改善であり、必要に応じて「研究委員会」や「教務委員会」「教員・教育組織能力開発委員会」と連携するとしているものの、内部質保証システムの適切性について点検・評価する取組みとはなっていない。

既述のように、2018（平成 30）年度からは「将来計画委員会」を内部質保証の

推進に責任を負う組織として明確に位置付けるよう同委員会規則を改定するなど、内部質保証システムの整備に向けて取り組みはじめたところであるため、今後は、内部質保証システムを整備したうえで、その適切性・有効性を点検・評価する仕組みを構築し、内部質保証システムの見直しを図ることが望まれる。

#### <提言>

##### 是正勧告

- 1) 2018 (平成 30) 年度より「運営審議会」のもとに設置している「将来計画委員会」を内部質保証の推進に責任を負う組織として位置付けたものの、内部質保証における同委員会の役割が明確でなく、現状として同委員会は内部質保証の推進の役割を担っていない。また、毎年の自己点検・評価を実施し、それに基づく改善は各学科等が実施しているものの、その他の教育研究活動に関する委員会報告はそれぞれを所管する審議会が点検・評価するにとどまっており、自己点検・評価の結果を用いて改善・向上に取り組むプロセスが築かれていない。これらのことから、内部質保証についての方針及び手続を定めたうえで内部質保証システムを整備し、「将来計画委員会」が各学科・研究科のPDCAサイクルを支援しながら、全学的なPDCAサイクルを機能させるよう是正されたい。

### 3 教育研究組織

#### <概評>

医療学部看護学科、臨床検査学科を設置し、看護師と臨床検査技師の育成のための専門教育を行っている。また、教養教育や基礎教育を担う組織として、「医療教育・研究センター」を置いている。これらの設置されている教育研究組織と大学の目的の整合性及び教育研究組織の適切性について自己点検・評価とその結果に基づく改善・向上の取組みは実施されていないため、着実に実施することが望まれる。

#### ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

医療学部のみを設置する大学であり、学部には2つの学科（看護学科、臨床検査学科）が置かれ、看護師と臨床技師の育成のための専門教育を行っている。医療学部の設置は、医療の専門職を養成するという大学の目的と整合している。

また、2つの学科に共通する教養教育や基礎教育を担う組織として、学科・研究科の組織とは別に「医療教育・研究センター」を置き、三者が連携して教育及び研究を実施する体制を構築している。この「医療教育・研究センター」では、大半の「総合基礎科目」及び「共通専門科目」の運営を担っており、その他にも外部講師が行う講義・演習の調整を行っている。

- ② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価について、開学から4年間の教育研究活動の実績を踏まえて、2016（平成28）年に「将来計画委員会」から「運営審議会」への提案を経て、理事会の承認により前述の「医療教育・研究センター」の設置に至った。

ただし、教育研究組織に関しては、これまで定期的には点検・評価を行っていなかったため、今後は、教育研究組織の適切性について自己点検・評価を担う組織を明確にして取り組むとともに、その結果について「将来計画委員会」を中心とする内部質保証システムを整備したうえで点検・評価の結果に基づく改善・向上へ取り組むことが望まれる。

#### 4 教育課程・学習成果

##### <概評>

大学の目的に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているが、看護学科及び臨床検査学科では異なる学位を授与しているものの、これらの方針は授与する学位ごとに設定していないため、改善が求められる。教育課程は各学科の専門分野に応じて適切に編成されている。ただし、学生の学習を活性化するために、学部内でシラバスでの記載方法を統一して具体的な目標を示そうとしているものの、科目ごとの表記に精粗がみられることから、教員に対し表記の改善の必要性を周知するとともに、シラバスの記載内容をチェックする体制を整備することが求められる。また、学習成果を測定する取組みが不十分であるため、これを適切に実施し、「将来計画委員会」が各学科を支援して、その結果に基づいた教育内容の改善を図ることが求められる。

- ① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学位授与方針は、所定の単位を修得したうえで、「豊かな人間性、高い倫理観とプロフェッショナリズム」「良好な人間関係を築くためのコミュニケーション能力」「看護学あるいは臨床検査学の専門性の高い知識と技術を持ち、それらを総合的に活用できる思考力・分析力」「医療チームのなかで専門性を発揮するための自律する力とチームの力を引き出すための協働する力」「常に学習し、医療のなかで直面する課題を真摯に科学する心を持って探究する力」の5項目に到達した学生に学士の学位を授与すると定めている。

ただし、看護学科と臨床検査学科が授与する学位は、学士（看護学）、学士（臨床検査学）と異なるものの、学位授与方針は学位ごとに設定されていないため、



改善が求められる。

学位授与方針は、大学のホームページ上に掲示するほか、『学修ガイド』によって学生への周知を図っている。また、受験生に対しては『学生募集要項』に記載して、ホームページを通じて公表している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

教育課程の編成・実施方針には、教育課程の教育内容、教育課程を構成する授業科目区分や授業形態について基本的な考え方が示されている。なお、学位授与方針に定めた5項目に沿って教育課程の編成・実施方針が定められている。

しかし、前述のように看護学科と臨床検査学科では、授与する学位が異なるものの、教育課程の編成・実施方針は学位ごとに設定されていないため、改善が求められる。

教育課程の編成・実施方針は、大学のホームページ上に掲示するほか、『学修ガイド』によって学生に周知されている。また、受験者に対しては『学生募集要項』に記載して、ホームページを通じて公表している。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

各科目は、「総合基礎科目」「共通専門基礎科目」及び「専門科目」（看護専門科目、臨床検査専門科目）に分類され、それぞれが2～9の小区分に分類されている。教育課程は、「総合基礎科目」や「共通専門基礎科目」で専門的な学習の基盤を培ったうえで、学科ごとの「専門科目」を多く学ぶように構成されており、専門科目については講義から演習、実習へとより実践的に発展するよう、順次性が考慮されている。

科目編成は、教育課程の編成・実施方針の柱となっている5項目に対応しており、例えば、学位授与方針のうち「豊かな人間性、高い倫理観とプロフェッショナルリズムの育成」については、総合基礎科目の「こころと身体」「生活と社会」及び共通専門基礎科目の「協働的医療実践の基礎」の科目で教育を行っている。さらに、学位授与方針のうち、「良好な人間関係を築くためのコミュニケーション能力の育成」については、総合基礎科目の「コミュニケーション」「言語と国際性」で主として教育を行うなど、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針が関連したうえで、科目配置とも整合性がとれている。

なお、2018（平成30）年度からの新カリキュラムにおいては、各年次の科目配当を工夫し、可能な限り各年次の開講科目の単位数が均等になるようにしている。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学生の授業への主体的な参加を促すために、ウェブページ上に e-learning システムを含む LMS (Learning Management System) を構築し、「授業計画と各授業テーマ、それに関連する資料 (スライドや参考資料)、動画等の提示」「復習を目的とした各授業回の小テストの設定」「授業のレポート課題の設定と提出」「授業準備のための指示」等に活用されている。また、学外からも LMS への接続が可能であり、パソコンだけでなくスマートフォンからのアクセスも可能となっていることは、学生の利便性を高める措置として評価できる。

授業における学生数については、「総合基礎科目」及び「共通専門基礎科目」は 2 つの学科の共講科目であることから合同で授業が行われるため、大人数での開講となっている。一方、各学科の「専門科目」においては、講義科目は学年単位で実施し、演習科目、実験・実習科目においては、少人数でのグループワークを行っている。

シラバスについては、教員に対して全学的に統一したフォームで作成し、科目の目的を明記し、各科目における学生の到達目標を具体的に示し、成績評価方法及び基準については、筆記試験、レポート、記録等 (実習記録、課題検討の記録等)、その他の 4 つを定め、複数の形式を用いる場合はそれらの比率も含め具体的に記入するよう伝えている。しかし、科目によっては不明確な表現や統一されたフォームに沿っていないものも散見され、シラバスの記載に精粗がみられる。そのため、教員に対し表記内容の改善の必要性を周知するとともに、シラバスの記載内容を確認する体制を整備するよう、改善が求められる。

履修指導については、『学修ガイド』に必要事項を記載するとともに新入生については入学時にオリエンテーションで指導し、在学生については各年次当初に履修オリエンテーションを開催している。また、学年ごとに専任教員によるチューターを配置し、履修指導も担当しているほか、各種テスト等の結果を踏まえて、学生支援とあわせて指導を行っている。

単位の実質化への取組みについては、1 年間に履修登録できる単位数の上限を 48 単位としており、単位数に応じた授業時間を設定している。なお、『学修ガイド (2018 (平成 30) 年度版)』において、前年度まで記載されていた当該制度についての記載がないため、適切に学生への周知を図ることが望まれる。

**⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。**

各科目の成績は、シラバスに明示された筆記試験、レポート等各科目で定められた評価方法を総合的に判断して判定しており、その得点によって評価している。成績評価の客観性の担保のための措置として、科目責任者がシラバスに明記した方法及び基準で評価した内容について、「教務委員会」でその客観性、妥当性を審議したうえで、その結果を「教育・研究審議会」に報告している。

既修得単位については、学生からの既修得単位の認定申請を受け、該当する科目責任者の意見を踏まえて、「教務委員会」で認定を行っている。

卒業の認定については、学則に定める必要な単位を修得した学生を対象に、「教育・研究審議会」での審議を経て、学長が卒業及び学位授与を決定している。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学習成果の把握に当たり、GPA (Grade Point Average) を用いて学生の修学状況を分析し、個別指導の資料としているほか、個別の科目では、試験、レポート評価、技術試験、授業態度、グループワークへの取組み状況、実習記録等で個別の学生の学習成果の把握に努めている。

しかし、これらは成績評価の分析にとどまっており、学位授与方針に示した学習成果の把握・評価方法に関する方法や基準が確立されていないため、適切に学習成果を測定するよう改善が求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

個々の授業科目の適切性の評価については、学生授業評価アンケート、教員の授業自己評価及び前述のGPAの分析を併せて活用している。また、GPAについては、学年ごとのGPAの推移を把握して、入学時の基礎学力試験との相関を算出し、学生の個別指導に役立てている。

学生授業評価アンケートは、LMSを用いて科目別平均点と自由記載を用いて行ってきたが、教員への実施の周知が十分でなく、実施率が低いことを大学自らも課題としているため、改善が望まれる。また、教員の授業自己評価の結果は、学内ネットワークで公表しているものの、これについても実施率は高くなく、教員・科目間での記載に精粗が見受けられるため、自己評価実施率の向上を目指すとともに、今後は評価内容についても検討していくことが望まれる。

教育課程及び教育内容の見直し・検討については、各学科の「専門科目」は各学科長、「総合基礎科目」及び「共通基礎科目」は「医療教育・研究センター」の責任のもと行われている。また、看護学科においては、2017（平成29）年度に「看護学教育検討ワーキング」を立ち上げ、看護学科の教育課程の見直し及び検討を実施し、改善を図っている。さらに、2018（平成30）年度からは、「教育・研究審議会」のもとに、カリキュラムの全学的な方向性について調整する「カリキュラム検討委員会」を設置したものの、教育課程の内容・方法の適切性を点検・評価する全学的な組織は設けられていない。したがって、「将来計画委員会」を中心とした内部質保証システムを整備したうえで、点検・評価の結果に基づく改善・向上に取り組むよう改善が求められる。

<提言>

改善課題

- 1) 医療学部の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、授与する学位ごとに設定されていないため、これらを適切に定めるとともに、教育課程の適切性を点検・評価する体制を確立するよう、改善が求められる。
- 2) シラバスにおいて、成績評価方法及び基準の記載に精粗があるため、改善を図るとともに、シラバスの記載内容をチェックする体制を整備するよう、改善が求められる。
- 3) GPAの分析を行い、学生指導に活用しているものの、その内容は成績評価の分析にとどまっており、学位授与方針に示した学習成果の把握・評価は十分に行われていないため、改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や必要な知識・能力については明確に示している。入学者選抜の施行、運営体制の整備等は、「入試管理会議」及び「入試委員会」を中心に適切に行われている。さらに、学生の受け入れの適切性についても「入試管理会議」にて定期的に点検・評価し、検証を行っているものの、内部質保証システムの体制のもとで点検・評価を行い、改善・向上への取組みを行うことが求められる。

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針については、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と関連させ、うえて、「将来医療者として社会に貢献したいという志」「幅広い教養や深い専門的知識と豊かな人間性を兼ね備えた医療人となるという強い意志」をもった学生を受け入れるとしており、求める学生像を明示している。そのうえで、「専門職業人としての学習をするための基礎的な資質や能力として、高等学校教育で達成しておくべき基礎学力、文章の読解力と記述力、自己の考えを発言する力を重要視」した入学者選抜を行うことを明記し、高等学校卒業時までに修得する科目等を具体的に示している。

学生の受け入れ方針は、ホームページ上に掲載するとともに大学案内や『学生募集要項』に掲載し、適切な方法で周知を図っている。また、学校訪問や年間で複数回にわたって実施しているオープンキャンパスにおいて、高等学校の進路指導教員、高校生、保護者に対して大学案内等を配付し、説明を行っており、さらなる理解を促している。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、指定校推薦入試、公募推薦入試及び一般入試の3つの方法で行っている。運営体制については、「教育・研究審議会」のもとに「入試管理会議」を置き、入学試験日程、入学試験方法、作問の管理、入学試験の運営に関する計画を立案して実施しているが、「学校法人天理よろづ相談所学園入学者選抜規則」には、「入学者選抜の実施日程、出願書類、選抜方法その他の入学者選抜の実施に当たっては必要な事項は、入試委員会で定め、学長に報告しなければならない」とある。さらに、入学試験の合格者についても「入試管理会議」が案を作成し、「教育・研究審議会」が審議・決定しているが、同規則において、「合格者の決定は、入試委員会・教授会の議を経て学長が行う」と規定しており、運営体制に加え合格者の決定についても規程とは矛盾していることから、早急に適切な規程等の整備が望まれる。

なお、「入試管理会議」では入学後の成績を分析し、入学試験方法の妥当性の検証も行っており、「入試委員会」がマニュアルの作成や監督者説明会の開催を行っている。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学生の受け入れにおいて、入学者数、在籍学生数ともに定員に沿って適切に管理できているが、臨床検査学科では、入学定員及び収容定員をやや下回る状況となっている。これに対しては、高等学校訪問等の広報を強化するとともに、天理よろづ相談所病院と連携し、臨床検査技師一日体験を開催しているほか、高等学校教員を招いての説明会や病院見学等を行うなど、受験者の確保対策を積極的に行っており、こうした取組みが成果につながることを期待する。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性の点検・評価に関して、「入試管理会議」のもと、3つの入学試験方法とそれぞれの試験内容について、平均得点及び入学直後の基礎学力試験、入学後のGPAの推移を算出し、これに基づく検証の結果を次年度以降の受験科目等の変更に反映させている。

一方、2018（平成 30）年度の入学試験における不適切な問題の混入があったことから、作問を担当しない教員による問題の確認を行う体制の整備がなされたところであり、この点を踏まえた継続的な点検・評価が行われることを期待したい。

また、両学科の各入学試験における受験者等のデータを踏まえて、入学者定員の確保に向けた検証の実施が望まれる。さらに、「入試管理会議」及び「入試委員会」での自己点検・評価の結果を、全学的な観点から改めて点検・評価し、「将来計画委員会」を中心とする全学的な内部質保証システムのもとで改善・向上への取組みにつなげることが望まれる。

## 6 教員・教員組織

### <概評>

教員組織の編制方針について、設置申請計画書に従った整備を方針としているが、新たな教員組織を設けていることから見直すとともに、求める教員像についても検討が求められる。また、大学設置基準上必要な専任教員数が不足している学科があるため、是正されたい。教員の募集等の手続については適切に定められており、FD活動についても研修会や教員同士のワークショップを実施し、業務評価システムによって教員の諸活動を把握し資質向上に役立てている。教員組織の適切性について今後は定期的な自己点検・評価結果に基づいて、改善・向上に向けた取組みが実施されることが望まれる。

#### ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

求める教員像として、学則に定めた育成する人材像の要素を兼ね備えるように努力することとしているが、大学として独自の求める教員像を明確に示すことが望まれる。

また、設置申請計画書に沿って教員組織を編制することを方針としてきたが、教育効果をより高めるため、総合基礎科目及び共通専門基礎科目の教育を主に担当する教員組織として「医療教育・研究センター」を独立して設置している現状等を踏まえて、教育課程を実施するうえで必要となる教員組織の編制方針についても明確に定め、学内で周知・共有することが求められる。

#### ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

大学全体及び看護学科では、大学設置基準上必要となる専任教員数を満たしているものの、臨床検査学科では、2017（平成 29）年度から 2018（平成 30）年度にかけて、大学設置基準上必要となる専任教員数が不足している状態が続いているため、是正されたい。これについては、2016（平成 28）年に「医療教育・研究センター」を新たに設けた際に、学科の教員を異動させたことに伴う不足であり、大学における専任教員数の管理が十分でなかったことに起因する。ただし、2018

(平成 30) 年に公募を実施しており、また、同センターのあり方についても見直すこととしているため、これらの取組みを遂行し、適切な教員組織を編制することが求められる。

なお、必修科目における専任教員の担当割合や専任教員等の職位別の年齢構成、男女構成比は、学部・学科の特性に鑑みて適正である。今後は、教員組織の編制方針を定め、方針に即して適切に編制することが望まれる。

**③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。**

教員の募集、採用、昇任の基準及び手続は「教員等選考規則」で明示しており、適切に定められている。2018 (平成 30) 年度から、教員等の採用は、原則、候補者を公募することにより行うこととしており、公正性に配慮している。

**④ ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるための FD 活動は、開学準備期間から実施されている。当初は学外の講師による講義形式であったが、開学後の 2014 (平成 26) 年度からは「教員・教育組織能力開発委員会」で審議・企画立案された教育活動にかかる「FD 研修会」が年 2 回程度実施されている。また、2014 (平成 26) 年度以降は、学内の諸課題の共有化と解決策の検討を学内教員同士のワークショップを通じて行っている。FD 研修会、ワークショップの活動をまとめた成果物は教員に配付されており、学内共有が適切に行われている。

教員の教育活動、学務活動 (組織運営)、学外活動及び研究業績の 4 つの活動を把握するために、業務評価システムを導入し、活動ごとにそれぞれポイントを付与し、教員等のこれらの活動を数値化している。すべての区分の獲得ポイントを合算した総ポイント数に応じて、職位に応じた固定の研究費とは別に研究費を評価分研究費として配分している。また、これらの入力作業を通じて、各教員は年間の各活動の自己評価に生かすとともに、この結果を公表することで客観性の担保にも努めており、教員の資質向上に資する取組みといえる。

**⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。**

教員組織の適切性の点検・評価について、当初は各学科長が評価をしていたが、大学運営や将来構想と関係する事項であることから、新年度開始から半年後を目安に各学科長が教員組織を点検し、その改善案を「将来計画委員会」に提示したうえで、同委員会で点検・評価を行っている。ただし、上述のように、経年的に

専任教員数が不足しているなど大きな問題も生じていることから、「将来計画委員会」が中心となる全学内部質保証システムのもと、適切な教員組織の適切性の点検・評価を実施し、その結果に基づいて改善・向上を図り、教員・教員組織の質を保証することが求められる。

#### <提言>

##### 是正勧告

- 1) 医療学部臨床検査学科において、大学設置基準上必要となる専任教員数が 2018（平成 30）年度は2名不足しているため、教員組織を適切に編制するよう是正されたい。また、専任教員の不足は経年的に生じていることから、大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を定め、これに基づく教員組織の適切性を点検・評価し、教員・教員組織の質の保証に取り組むことが求められる。

## 7 学生支援

#### <概評>

学生支援の方針はあるが、具体的に明示されていないため、具体的な方針を定め、教職員への共有と学生への周知が望まれる。修学面、経済面、生活面、進路面での各種の組織的な支援内容は、充実している。特に修学面で問題のある学生へのきめ細かな支援体制（チューター制度等）と、新入生に対する入学直後の基礎学力テスト実施及びその結果に基づく支援や、成績不振者に対する組織的な支援については高く評価できる。しかし、学生支援の内容やその体制等に関する点検・評価については、担当部局により『自己点検評価報告書（年報）』を作成して「教育・研究審議会」へ報告するにとどまっていることから、内部質保証システムを整備し、改善・向上に取り組むことが望まれる。

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援に関して、『点検・評価報告書』において、教育研究上の目的を基本とし、「この目的を達成するために、学生の修学支援、生活支援、課外の自律的な活動の支援、進路支援を行っている」としているが、これについて明文化していない。一方で、「学生チューター制度に関する規則」の目的に、「学生同士および教員とのふれあいや交流を通して、豊かな人間性の形成に努め、有意義な大学生活を実現することを目的とする」との記載があることから、部分的に学生支援に関する方針が示されている。今後は、学生支援の方針を改めて検討し、明文化したうえで、教職員で共有することが望まれる。



② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援は、「学生委員会」と学生支援課が中心に行っている。修学支援については、専任教員によるチューターを置き（学年ごとに看護学科4名、臨床検査学科2名）、新入生には4月初旬に基礎学力テストを行い、補習が必要と判断した学生等に対して補習授業を行っている。また、成績不振者（全学年）に対しては、面談等を実施し、早期の問題解決を図っている。さらに、留年者や休学者等には、学科長や保護者も加え、生活面も踏まえた指導を実施している。チューター活動を通じて確認された問題点等については、必要に応じて大学全体の「チューター会議」等で共有し、問題を解決している。チューター制度を含む修学支援の内容は、学生に対するきめ細かな支援体制であり、これによって履修の不備がなくなるなど、将来的には留年・退学等の防止策として機能することが可能であることを踏まえ、高く評価できる。

学生への定期試験結果や休講等の連絡は、大学が独自に設けたポータルサイトによって行われ、シラバスや時間割等はLMSと紙媒体により周知している。なお、学生が忌引、伝染病等、学生自身の責任に帰さない理由による欠席をした場合について、公認欠席の扱いを希望する学生に対しては、申請をさせたうえで、補習授業や課題を提示した個別指導を行い、成績評価につなげている。経済的な支援については、特待生制度や、日本学生支援機構による奨学金のほか、大学独自の奨学金と貸費制度が整備されている。

生活面での支援については、チューターによる支援のほか、ハラスメント防止や精神的な問題を含めた健康面について、学内における連携した体制が整備されている。

進路面での支援については、「キャリア支援委員会」と就職・渉外課の就職係が中心となり、就職活動支援と就職説明会や就職前教育等のほか、チューターによる就職個別面談を行っている。学生の社会的及び職業的自立に向けたキャリア形成支援については、看護学科では、天理よろづ相談所病院のスタッフによる説明会を開催し、臨床検査学科では、卒業生による講演会や進路相談に加えて、就職希望者が多い病院からのスタッフを招いて行う講演会や就職相談等を行っている。

その他、大学祭・自治会の活動支援、各種講習会の開催と自己啓発のためのパンフレット配付のほか、国家試験対策として、臨床検査学科では大学自作の模擬試験や成績不振者に対する補講、看護学科では学内模擬試験や業者による模擬試験の実施等、学科の状況に合わせた支援を実施している。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援に関して、大学生生活上の問題について、前期と後期の年2回、「学生委員会」等の関連する委員会の委員長や学部長等と学生との意見交換会を実施しており、聴取した意見をもとに必要な改善を行っている。また、「チューター会議」において、「学生委員会」の委員も出席し、学生面談等におけるさまざまな要望・課題やその対応等について情報共有し、その結果を「教育・研究審議会」に報告している。さらに、「教務委員会」や「学生委員会」においても、学生支援の内容について検討し、その結果を「教育・研究審議会」にて報告し、審議する体制となっている。

しかし、学生支援の適切性に関する定期的な点検・評価については、「学生委員会」等により『自己点検評価報告書（年報）』を作成し、「教育・研究審議会」等へ報告するにとどまっており、今後は「将来計画委員会」を推進組織とする内部質保証システムのもと、点検・評価の結果に基づく改善・向上への取り組みを行うことが望まれる。

#### <提言>

##### 長所

- 1) 学年ごとに複数の専任教員をチューターとして配置し、全学生を対象とした定期的な面談を通じて学生の状況を確認したうえで、その内容を定期的に開催する「チューター会議」で共有し、個々の学生に必要な対策を講じている。指導に当たっては、各学年の成績評価に加え、入学試験の結果や入学時の基礎学力テストの結果等も用いて、生活面も踏まえた指導を継続的に実施しており、将来的には留年・退学者をあらかじめ防ぐことにつながることを期待できることから、充実した指導体制のもと、きめ細かな学習支援を行っていることは評価できる。

## 8 教育研究等環境

#### <概評>

教育研究活動に関する環境整備の方針を定めていないものの、校地・校舎面積等は法令要件を満たしており、ネットワーク環境についても適切に整備されている。図書館については概ね整備されているが、スペースの拡充や蔵書数のさらなる充実が期待される。また、教員の研究活動の促進については、研究助成金を支給し、研究倫理の遵守に関する取り組みが行われているが、大学としての教員の研究に対する基本的な考えが明確化されていない。今後は、教育研究活動に関する環境整備の方針を明確に定め、教育研究等環境の適切性についての定期的な点検・評価を着実に実施し、その結果に基づいた改善・向上に取り組むことが望まれる。

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育に当たる教員も教育研究上の目的に定めた人材像を目指して自己研鑽を深めることが求められると『点検・評価報告書』に記載しているが、学生の学習環境の整備にかかる方針を明示しているとはいえない。また、教員の就労条件は規定されているが、教育研究活動を実施するための環境や条件の整備についての方針は示されていない。これらのことから、大学として教育研究活動に関する環境整備のための方針を明確に定め、教職員で共有することが望まれる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地、校舎及び運動場の面積は、大学設置基準を満たしている。

学生の学習、教員の教育研究を円滑に進めるための施設・設備の整備が不十分であり、教室や演習室等の学生の教育の場や、研究室・実験室等の教員の研究の場の充実が必要であると自己点検・評価しており、実際に学生の教育のスペースである演習室を教員が実験に使用している事例もあることから、実験・実習分野の教育研究環境として適切な施設・設備を整備することが求められる。これに対して資金の確保を図っていくことが課題となっているが、それに向けての具体的な計画は策定されていないため、計画的に取り組むことが望まれる。

保守の必要な設備や機器については定期的な保守点検を行っており、「安全管理委員会」による学内の巡視を年に1回行い、その結果を「運営審議会」に報告して、必要な安全対策を講じているほか、動物舎の使用状況・メンテナンスについては「実験動物管理委員会」が取り組んでいる。一方で、バリアフリーについては、一定の整備は認められるが、各校舎の移動等の配慮についてさらなる整備が期待される。

ネットワーク環境については、学生全員がパソコンを持ち、有線及び無線LANを使用してインターネットを活用できるよう各種システムを導入し、学内ネットワークを整備して連絡や情報共有に活用している。また、LMSの導入により時間や場所を問わず学習できる環境を整えており、学生と教員間の授業資料の配付、小テストの実施、レポート提出受付を可能としていることは適切である。なお、情報倫理の確立を図るため、情報セキュリティにかかる大学としてのポリシーを作成中であり、情報の取り扱いに関するマニュアルについても、「情報セキュリティ委員会」において作成中である。ただし、学生に向けた情報倫理教育の実施は行われていない。また、学校法人として「個人情報の保護に関する規則」を定めているものの、個人情報漏えいの問題が生じているので、発生事案の原因究明と早急な対策の実施等運用細部の改善が望まれる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館は、学生と教員の交流を視野に入れ、教員の研究室が置かれている研究棟に設置されている。毎年蔵書数を増やしており、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他の図書館とのネットワークを整備している。電子ジャーナル、電子書籍、学術論文と教育研究資料整理ソフトの導入等が進んでいる。また、専門的知識を有する専任職員を配置し、利用目的に応じて閲覧スペースを用意するなど図書館環境を適切に整備している。ただし、学生数及び教員数に照らして、より一層のスペースの拡充、学術情報へのアクセス数の増加及び洋書を含めた蔵書の充実が望まれる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

学則で規定した「広く知識を獲得し、医療に関わる専門性の高い技術を習得し、真摯に科学する精神を育み」という教育の目標が、教員等の研究についての大学の考え方もあるとしているものの、その妥当性や独自の考え方の明文化を検討することが望ましい。

教員の研究活動を支援する方法として、教員の大学院への進学を可能とし、「教員の就学等についての申し合わせ事項」を定めている。教員の研究活動を刺激し、新たな研究手法を学ぶために定期的に講演会等も開催されている。教育研究の成果を発表する場として、『天理医療大学紀要』を毎年発行しているが、研究報告が少なくその目的を十分達成できているとはいえないため、今後の充実が期待される。

研究費については、個人研究費（固定分、職位別）、個人研究費（評価分）、若手研究費、学内共同研究助成金を支給している。なお、科学研究費補助金、科学研究費以外の外部研究助成金等の獲得に向け、大学としての教員支援策等を大学の方針として設定し、着実に実施することが望ましい。

教員が研究技能を高めることを支援する目的で、リトリート、共同研究発表等の機会でのピアレビューを実施しているほか、「研究倫理審査委員会」での倫理審査の機会を通じて、研究に対する助言等を行っている。ただし、後述するように、研究倫理審査の範囲と研究支援としての助言は明確に区分して取り組むことが望まれる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理を遵守するため、「研究倫理審査委員会」を設置し、諸官庁、諸団体の

定めた倫理指針を基準として研究計画の事前審査を実施している。公的研究費の適正かつ効率的な管理・運用が諸規程により確保されている。さらに、具体的な公的研究費の不正防止計画を立て、その実施のための「公的研究費内部監査要領」と「公的研究費の不正に係る調査の手続き等に関する細則」に加えて、公益通報者を保護する規則も定めている。研究活動の特定不正行為を事前に防止するために「特定不正行為等防止細則」を定めている。これらの諸規程により、公的研究費の不正使用や研究活動の不正を防止する取組みが規定されている。

教員へのコンプライアンス教育及び e-learning での研究倫理教育を定期的実施しており、ほとんどの教員が受講している。また、分野の専門性に鑑みて、教員等の研究のほとんどが「研究倫理審査委員会」の審査の対象であるため、「研究倫理審査委員会」による倫理審査活動を通じて、研究倫理の遵守の徹底を図っていることは適切である。一方で、同委員会に内容の不十分な研究計画書が提示された際には、研究内容の有益性や手法の妥当性にまで踏み込んだ審査を実施しているが、倫理審査の役割を逸脱する可能性があることから、こうした支援と審査の役割分担を明確にしておくことが望ましい。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価について、「自己点検・評価委員会」が教員の研究業績や外部資金の獲得状況に照らして点検・評価を行っているほか、「研究委員会」では若手研究者への研究助成制度の創設に取り組むなどの改善を図っている。ただし、実験室が不足していることや教員の研究室の充実等施設・設備に関する課題が生じていることから、教育研究環境の整備に関する方針を定め、うえて、「将来計画委員会」を中心とする内部質保証システムを整備したうえて、点検・評価の結果に基づく改善・向上に向けた取組みを推進することが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 実験室が不足していることから、学生の教育のスペースである演習室を教員が実験に使用している事例が見受けられるなど、実習を伴う医療分野における学習・教育研究活動を実施するための適切な環境が整備されているとはいえない。今後は、教育研究等環境の整備に関する方針を明らかにしたうえて点検・評価を着実に実行し、具体的な改善計画を立案・実施していくことが求められる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

大学の教育の目的に基づき、社会に貢献することを方針としているが、活動に関しての具体的な方針が明示されていない。また、社会連携・社会貢献を推進する仕組み・組織がなく、多くの取組みは教員・学生の個人的な活動であるため、大学として社会連携・社会貢献活動の方針及び推進体制を整備したうえで、取組みの適切性を点検・評価するよう、改善が求められる。

① **大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。**

学則に示された大学の教育の目的に基づき、大学及びその構成員が社会と連携し、社会に貢献することを活動の方針としている。しかし、大学の教育の目的には活動に関しての具体的な内容が含まれておらず、『点検・評価報告書』に記載されている活動の方針は明文化されていないため、社会連携・社会貢献のための方針を明確に策定することが求められる。

② **社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

社会連携・社会貢献活動について、天理教のイベントである「こどもおぢばがえり」への学生ボランティアの参加及び年に1度、外部講師の授業を一般にも公開する「公開講演会」を活動の柱としている。しかし、「公開講演会」について、学外からの参加者はごく少数にとどまっており、現在の取組みとしては学内構成員が参加する講演会としての要素が強い。

そのほかの社会連携・社会貢献として、教員等による学会・研究会の役員・実務委員活動、学術雑誌の論文や学会抄録の査読、国・自治体・NPO法人・ボランティア活動、学外者への指導・助言や医療活動等が挙げられているが、これらの多くは教員個人の取組みが主となっており、大学としての積極的な社会連携・社会貢献の活動の必要性を大学みずからも認識していることから、大学として取り組むよう改善が求められる。さらに、学生のボランティア活動等についても、「学生委員会」が取組みを把握しているとするが、活動自体は学生個人に委ねられているものであることから、大学として取り組むことが必要である。

以上のように、大学としての活動はボランティア活動及び公開講演会のみであり、その他の活動は学生や教員個人によるものであることから、今後は、社会連携・社会貢献を推進する組織を明確にしたうえで、地域のニーズを反映しつつ、より一層大学としての積極的な社会連携・社会貢献活動が望まれる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献活動の点検・評価について、「こどもおちばがえり」に関しては主催する天理よろづ病院看護部と活動の事前・事後に会議を開催し、活動の問題点を検討している。また、「公開講演会」に関しては、参加者からのアンケートの結果を「運営審議会」で検討している。また、その他の教員個人で取り組んだ学会の役員等の活動については、業務評価システムを用いて状況を把握している。

しかし、既述のとおり、大学として社会連携・社会貢献の推進を担う組織は明確にされておらず、取組みの適切性を点検・評価する体制についても構築されていない。今後は、社会連携・社会貢献の取組みを進めるための方針を定め、取組みの適切性についての点検・評価の実施体制や評価方法を明確にして取り組むことが求められる。さらに、「将来計画委員会」を推進組織とする内部質保証システムのもと、適切な点検・評価の結果に基づく改善・向上に向けて取り組んでいくことが望まれる。

#### <提言>

##### 改善課題

- 1) 社会連携・社会貢献に関する活動の多くは、教員及び学生個人による取組みであり、大学としての社会連携・社会貢献活動が組織的にかつ十分に展開されているとはいえない。理念の実現に向け、大学として社会連携・社会貢献を推進する方針やその責任及び推進組織を明確にし、地域のニーズを反映しつつ、より積極的な活動に取り組むよう、改善が求められる。

## 10 大学運営・財務

### (1) 大学運営

#### <概評>

設置にあたり提出した大学設置認可申請書に記載された内容をもって大学運営に関する方針としているが、大学運営に関する考え方を明示したものとはいえないため、具体的な方針を定めるよう改善が求められる。大学運営のために、3つの審議会を設置し、重要事項を審議する体制が整っているが、学長以外の役職者について、意思決定に関する権限と役割が明文化されていないため改善が求められる。予算編成と予算執行については、「学校法人天理よろづ相談所学園経理規程」に基づき行われており、予算が有効かつ効率的に執行される体制となっている。ただし、各審議会及び委員会等には職員が参画しており教職協働の体制が図られているが、大学運営に関する教職員の資質向上を図るためのスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）に関する取組みが定期的・計画的に行われていないため、早急に改善することが求められる。また、大学運営の適切性について、定期的な点検・評価が

行われていないため、早急に改善することが望まれる。

① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

「建学の精神のもとに、学則第2条で定める『自己点検と評価』として内部質保証に関する基本的な考え方を定め、質の高い教育の提供に努めていること」を、大学運営に関する方針とする旨『点検・評価報告書』に記載しているが、これを方針として明文化したものは設置に当たり提出した大学設置認可申請書のみであるため、大学運営の考え方を示した方針を策定し、明文化したうえで学内構成員で共有するよう、改善が望まれる。

今後は、「運営審議会」のもとに設けている「将来計画委員会」において、中・長期の方針・計画の策定を予定しており、2019（平成 31）年度から作成に着手することとしているため、その取組みに期待したい。

② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長をはじめ、学部長等の所要の職を置くとともに、その選任方法については「学長選考規程」「医療学部長選考規程」等の規程に明確に定めている。また、学則に基づき、大学の運営に関する重要事項を審議するために「教育・研究審議会」「点検・評価審議会」「運営審議会」3つの審議会を設置し、さらに、各審議会のもとに各種の委員会・会議・プロジェクトを設置しており、各審議会・委員会等に職員が参加することで教職協働を図っている。

教育研究に関する大学組織としての役割と権限については、学校教育法の趣旨に則って「教育・研究審議会規程」「点検・評価審議会規程」及び「天理医療大学特別職に関する規則」に規定されているが、学長以外の役職者（学部長等）の意思決定に関する権限と役割は明文化されていないため、改善が求められる。また、法人と大学の役割及び権限が規程において明確になっていないので、その役割・権限等を整理することが望ましい。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成及び予算執行については、「学校法人天理よろづ相談所学園経理規程」に基づいて行われている。予算編成については、基本方針に基づく予算大綱と事業計画に基づき作成された積算資料をもとに、「予算委員会」にて査定し、予算案を作成して理事長に答申し、最終的には理事会の決議を経て決定している。

予算執行については、毎月の執行状況を理事会に報告し、監事監査を受けると



ともに、会計監査人による監査を受ける仕組みとなっており、有効かつ効率的に執行されている。また、個別の予算執行の内容について、教職員は学内LANにより常に閲覧することが可能となっており、透明性の確保がなされている。

**④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。**

事務組織については、「学校法人天理よろづ相談所学園事務組織規則」に基づき、法人に事業運営課、大学に学生支援課、学術情報課及び就職・渉外課に計9つの係を設置しており、2018（平成30）年4月には、理事長直轄の内部監査室を設置し内部監査の充実を図っている。ただし、大学の事務組織としては、専任事務職員が2名、嘱託職員が6名（事務職員4名、用務員2名）、天理よろづ相談所病院からの派遣職員が6名（事務職員5名、用務員1名）となっており、法人事務局としては、同病院からの派遣職員が4名であり、専任事務職員が大学事務局長と大学次長の2名のみと少数による体制であることから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等を円滑かつ効果的に行い、教職協働の体制を築いていくためには、さらなる事務組織の充実が求められる。

**⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。**

事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るために、「教員・教育組織能力開発委員会」が中心となって各種研修会を実施しているが、当該研修会は、主に教員を対象とする教育改善をテーマにしたFD活動の一環としての研修会であり、職員を主とした大学運営や事務職員のあり方等のテーマによるSDに関する研修会は、2014（平成26）年度に2回実施した以降は実施されていない。

また、教職協働で大学運営を行うために必要な知識や技能を身につける研修も行われていないので、さらなる教職員の意欲及び資質の向上と、専門的知識及び技能を習得するための定期的・計画的なSD活動等に取り組むよう改善が求められる。

**⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

大学運営の適切性の点検・評価については、毎年度の自己点検・評価を通じて行っており、「自己点検評価実施委員会」が『自己点検評価報告書（年報）』にとりまとめて、「点検・評価審議会」をはじめとする各審議会等に報告して、改善を図っているとしている。ただし、大学運営等に関して点検・評価を実施する主体となる組織は明確でなく、点検・評価の内容やそれに基づく改善についても明確

ではない。各種規程の見直しや事務組織の充実といった課題が見受けられることも踏まえ、今後は、大学運営の方針を明確に定め、取組みの適切性について、自己点検・評価を行う組織を明らかにして、適切な点検・評価に基づいて改善・向上に取り組むことが求められる。

なお、監査については、監事による監査に加え、私学助成を受けるために 2016（平成 28）年度より公認会計士による会計監査を行っている。さらに、理事会において監事による指摘を受けて、2018（平成 30）年度より監査室を設け、内部監査を実施することとしている。

## <提言>

### 改善課題

- 1) 学長以外の役職者の意思決定に関する権限と役割が明文化されていないため、規程を見直し、適切に定めるよう改善が求められる。
- 2) 事務組織について、法人及び大学の運営に関する業務及び教育研究活動の支援等を円滑かつ効果的に行い、教職協働の体制を築いていくための事務組織としては専任職員数が少なく十分な体制とはいえない。また、大学運営に関する教職員の資質向上を図るための取組みが定期的・計画的に行われていないため、改善が求められる。

## (2) 財務

### <概評>

2017（平成 29）年度に、中・長期財政計画を策定しているものの、同計画には数値目標が設定されていない。「要積立額に対する金融資産の充足率」が低く、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤は十分であるとはいえないため、具体的な数値目標及び発展方策を盛り込んだ財政計画を策定・実行し、財務基盤の安定化を図ることが求められる。

### ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2017（平成 29）年度に、「天理医療大学中長期財政計画」を策定している。しかし、完成年度を迎えて 2 年が経過したばかりであるものの、同計画の内容は、財政見通しに基づく収支試算と将来の姿を示しているのみであり、数値目標が設定されていない。

今後は、学生生徒等納付金の安定的な確保に向けた方策を含め、具体的な数値目標及び発展方策を盛り込んだ財政計画を策定することが求められる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「その他学部を設置する大学」の平均と比べ、教育研究経費比率、事業活動収支差額（帰属収支差額）比率が低くなっており、人件費比率は同平均を上回っている。また、「要積立額に対する金融資産の充足率」が低く、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤は十分であるとはいえない。

完成年度を迎えた後には、学費の見直し等、収支の安定化を図る方策を実施しており、財務関係比率は徐々に安定してきている。今後は、具体的な数値目標及び発展方策を定めた財政計画を策定・実行し、財務基盤を確立するよう改善が求められる。

外部資金については、若手教員等の研究の推進を目的として寄付を募っている「研究奨励寄付金」が、2012（平成 24）年度以降、減少傾向にあり、科学研究費補助金や受託研究等を含めた多様な財源の確保を図る努力が望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 「要積立額に対する金融資産の充足率」が低く、安定した財務基盤が確立しているとはいえないことから、今後は、具体的な数値目標及び発展方策を盛り込んだ財政計画を策定・実行し、財務基盤の安定化を図るよう改善が求められる。

以 上

天理医療大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評価一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート

その他の根拠資料		
	資料の名称	資料番号
1 理念・目的	学校法人天理よろづ相談所学園寄附行為	1-1
	天理医療大学学則	1-2
	大学案内（2019年）	1-3
	大学ホームページ（ <a href="http://www.tenriyorozu-u.ac.jp/">http://www.tenriyorozu-u.ac.jp/</a> ）	1-4
	平成29（2017）年度学修ガイド	1-5
	平成30（2018）年度学生募集要項	1-6
2 内部質保証	天理医療大学運営審議会規程	2-1
	天理医療大学将来計画委員会規則	2-2
	天理医療大学教育・研究審議会規程	2-3
	天理医療大学点検・評価審議会規程	2-4
	天理医療大学自己点検評価実施委員会規則	2-5
	天理医療大学教員・教育組織能力開発委員会規則	2-6
	天理医療大学研究委員会規則	2-7
	天理医療大学教務委員会規則	2-8
	自己点検評価報告書（年報）	2-9
	平成24年度自己点検評価報告書（年報）	2-9-1
	平成25年度自己点検評価報告書（年報）	2-9-2
	平成26年度自己点検評価報告書（年報）	2-9-3
	平成27年度自己点検評価報告書（年報）	2-9-4
平成28年度自己点検評価報告書（年報）	2-9-5	
3 教育研究組織	天理医療大学医療・教育研究センター規則	3-1
	平成30年度学校法人天理よろづ相談所学園天理医療大学組織図	3-2
	委員会・会議・プロジェクト活動報告	3-3
	平成25年度委員会・会議活動報告	3-3-1
	平成26年度委員会・会議・プロジェクト活動報告	3-3-2
	平成27年度委員会・会議・プロジェクト活動報告	3-3-3
	平成28年度委員会・会議・プロジェクト活動報告	3-3-4
	平成29年度委員会・会議・プロジェクト活動報告	3-3-5
	委員会・会議・プロジェクト活動計画	3-4
	平成26年度委員会・会議・プロジェクト活動計画	3-4-1
	平成27年度委員会・会議・プロジェクト活動計画	3-4-2
	平成28年度委員会・会議・プロジェクト活動計画	3-4-3
	平成29年度委員会・会議・プロジェクト活動計画	3-4-4
設置計画履行状況等調査の結果について	3-5	
4 教育課程・学習成果	平成30年度以降の新カリキュラム	4-1
	平成29年度シラバス	4-2
	シラバスPDF2017 1 回生前期	4-2-1
	シラバスPDF2017 2 回生前期	4-2-2
	シラバスPDF2017 3 回生前期	4-2-3
	シラバスPDF2017 4 回生前期	4-2-4
	シラバスPDF2017その他前期	4-2-5
	シラバスPDF2017 1 回生後期	4-2-6
	シラバスPDF2017 2 回生後期	4-2-7
	シラバスPDF2017 3 回生後期	4-2-8
	シラバスPDF2017 4 回生後期	4-2-9
	シラバスPDF2017その他後期	4-2-10
	第1期生から第6期生までのG P A	4-3
	授業評価アンケート	4-4
平成24年度授業評価アンケート	4-4-1	
平成25年度授業評価アンケート	4-4-2	

	平成26年度授業評価アンケート 平成27年度授業評価アンケート 平成28年度授業評価アンケート 平成29年度授業評価アンケート 授業自己評価 平成28年度前期授業自己評価 平成28年度後期授業自己評価 平成29年度前期授業自己評価 平成29年度後期授業自己評価	4-4-3 4-4-4 4-4-5 4-4-6 4-5 4-5-1 4-5-2 4-5-3 4-5-4
5 学生の受け入れ	学校法人天理よろづ相談所学園入学者選抜規則 天理医療大学入試管理会議規則 天理医療大学入試委員会規則 天理医療大学大学入試センター試験実施委員会 オープンキャンパス2017総括	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5
6 教員・教員組織	天理医療大学教員等審査委員会 天理よろづ相談所学園教員等選考規則 学校法人天理よろづ相談所学園任期制雇用に関する規則 天理医療大学設立にむけた教員打合せ会報告書 天理医療大学F D報告書 教育・研究活動報告 平成26年度教育・研究活動報告 平成27年度教育・研究活動報告 平成28年度教育・研究活動報告 平成29年度教育・研究活動報告 平成26年度～平成29年度教育・研究活動ポイント	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-6-1 6-6-2 6-6-3 6-6-4 6-7
7 学生支援	天理医療大学学生委員会規則 天理医療大学学生チューター規則 天理医療大学ホームページ ( <a href="http://www.tenriyoro-zu-u.ac.jp/newslist/page/4">http://www.tenriyoro-zu-u.ac.jp/newslist/page/4</a> ) 「2017.06.29自転車安全講習会を開催しました」 天理医療大学入学前準備教育結果報告書 17天理医療大学入学前準備教育結果報告書 18天理医療大学入学前準備教育結果報告書 基礎学力試験成績 特待生制度 天理医療大学人権委員会規則 天理医療大学ハラスメント対策委員会規則 天理医療大学ハラスメントの防止等に関する規則 学校法人天理よろづ相談所学園天理医療大学ハラスメント防止等のためのガイドライン 天理医療大学キャリア支援委員会規則 天理医療大学職業紹介業務運営規程 天理医療大学職業紹介業務に関する個人情報適正管理規程 平成29年度チューター会議年間活動報告	7-1 7-2 7-3 7-4 7-4-1 7-4-2 7-5 7-6 7-7 7-8 7-9 7-10 7-11 7-12 7-13 7-14
8 教育研究等環境	学校法人天理よろづ相談所学園職員勤務規程 学校法人天理よろづ相談所学園専門業務型裁量労働制に関する労使協定 天理医療大学毒物及び劇物管理規程 天理医療大学研究用微生物取扱安全管理規程 天理よろづ相談所学園衛生管理規程 天理よろづ相談所学園衛生委員会規則 天理医療大学情報セキュリティ委員会規則 天理医療大学情報セキュリティポリシー（案） 学校法人天理よろづ相談所学園文書取扱規則 情報資産取扱方法（案） 学校法人天理よろづ相談所学園情報公開に関する規則 学校法人天理よろづ相談所学園個人情報保護に関する規則 天理医療大学教員の就学等についての申し合わせ事項 天理医療大学紀要編集委員会規則 天理医療大学紀要論文等投稿規程 天理医療大学紀要執筆要項	8-1 8-2 8-3 8-4 8-5 8-6 8-7 8-8 8-9 8-10 8-11 8-12 8-13 8-14 8-15 8-16

	天理医療大学紀要査読規程 天理医療大学紀要 天理医療大学紀要Vol.1 No.1 天理医療大学紀要Vol.2 No.1 天理医療大学紀要Vol.3 No.1 天理医療大学紀要Vol.4 No.1 天理医療大学紀要Vol.5 No.1 学校法人天理よろづ相談所学園特別研究員に関する規則 天理よろづ相談所病院と天理医療大学の共同研究に関する取り決め 学校法人天理よろづ相談所学園個人研究費支給規則 天理医療大学学内共同研究助成に関する内規 天理医療大学研究倫理審査委員会規則 天理医療大学動物実験規約 天理医療大学遺伝子組換え実験規約 天理医療大学公的研究費取扱規則 天理医療大学特定不正行為等防止細則 天理医療大学公的研究費内部監査要領 天理医療大学における公的研究費の不正防止計画 天理医療大学における公的研究費の不正に係る調査の手続き等に関する細則 学校法人天理よろづ相談所学園公益通報等に関する規則 研究費補助金に係る不正行為に関与した業者に対する取扱要領 リトリート プログラム・抄録集 第1回リトリート2016抄録集 第2回リトリート2016抄録集 第1回リトリート2017抄録集 第2回リトリート2017抄録集	8-17 8-18 8-18-1 8-18-2 8-18-3 8-18-4 8-18-5 8-19 8-20 8-21 8-22 8-23 8-24 8-25 8-26 8-27 8-28 8-29 8-30 8-31 8-32 8-33 8-33-1 8-33-2 8-33-3 8-33-4
9 社会連携・社会貢献	公開講演会アンケート集計結果 第3回公開講演会アンケート集計結果 第4回公開講演会アンケート集計結果 第5回公開講演会アンケート集計結果 第6回公開講演会アンケート集計結果	9-1 9-1-1 9-1-2 9-1-3 9-1-4
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	天理医療大学学長選考規程 天理医療大学医療学部学部長選考規程 天理医療大学医療学部学科長選考規程 学校教育法第93条第2項第3号に基づき、教育研究に関する重要事項で、教育・研究審議会等の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する規則 学校法人天理よろづ相談所学園経理規程 学校法人天理よろづ相談所学園事務組織規程	10-1 10-2 10-3 10-4 10-5 10-6
10 大学運営・財務 (2) 財務	天理医療大学中長期財政計画 平成24年度から平成28年度の財務計算書類 平成24年度から平成28年度の財産目録 平成24年度から平成28年度の事業報告書 平成24年度から平成28年度の監事監査報告書 大学基礎データ(表9、表10、表11) 5か年連続財務計算書類(様式7)	10-7 10-8 10-9 10-10 10-11 10-12 10-13
その他	10章財務表69 正誤表 『点検・評価報告書』と「大学基礎データ」の数値の齟齬の回答	

天理医療大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	天理医療大学中・長期計画（案） 大学院・Medical School構想（案） 天理医療大学連合健康医療大学院構想（案） 学生のレポート FDワークショッププログラム、グループワーク成果例		1-1 1-1-1 1-1-2 1-2 1-3
2 内部質保証	天理医療大学カリキュラム検討委員会規則 2015年度天理医療大学FDワークショップ		2-1 2-2
3 教育研究組織	医療教育・研究センターの概要 医療教育・研究センター規則（H300401施行） 運営審議会議事録2016年3月8日 平成29年度看護学科、臨床検査学科、医療教育・研究センター活動報告		3-1-1 3-1-2 3-2 3-3
4 教育課程・学習成果	教育・研究審議会（議事録） 第76回_教育・研究審議会（議事録） 第78回_教育・研究審議会（議事録） 第84回_教育・研究審議会（議事録） 第86回_教育・研究審議会（議事録） 第87回_教育・研究審議会（議事録） 平成30年度前期 成績一覧表 期生毎の学生のGPAの推移 業者模擬試験得点率結果一覧 学生のGPA カリキュラム改訂申請書（看護学科） 学生の授業評価アンケートの自由記載欄 生物学・遺伝学授業評価アンケート 日常生活を支える看護演習 授業評価アンケート結果 血液検査学Ⅰ（生理・分析技術） 授業評価アンケート結果 育成する人材像と教育課程 eラーニング利用アンケート途中結果		4-1 4-1-1 4-1-2 4-1-3 4-1-4 4-1-5 4-2 4-3-1 4-3-2 4-4 4-5 4-6 4-6-1 4-6-2 4-6-3 4-7 4-8
5 学生の受け入れ	平成29年度第1回入試管理会議次第・資料 2018(H30)学校訪問概要 天理医療大学2017年度募集要項		5-1 5-2 5-3
7 学生支援	平成29年度チューター会議年間活動報告書 学修が仆`2018年度版 天理よろづ相談所 要員 奨学金 天理よろづ相談所 要員 貸費 平成28年度学生と教職員の意見交換会議事録 平成29年度学生と教職員の意見交換会議事録 臨床検査学科臨地実習共通ガイド		7-1 7-2 7-3-1 7-3-2 7-4-1 7-4-2 7-5
8 教育研究等環境	情報セキュリティポリシー 平成29年度第2回情報セキュリティ委員会議事次第・資料 平成30年度第2回情報セキュリティ委員会議事次第・資料 （誤記資料）運営審議会議事録（安全管理委員会報告抜粋）		8-1-1 8-1-2 8-1-3 8-2
9 社会連携・社会貢献	こどもおぢばがえりひのきしん		9-1
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	「学校法人天理よろづ相談所学園寄付行為認可申請書」中、設置の趣旨等を記載した書類(抜粋) 運営審議会 議事次第 将来計画委員会議題 医療学部会議 議事次第 天理医療大学特別職に関する規則 平成30年度第2回予算委員会 議事次第 平成31年度予算編成の基本方針		10-1-1 10-1-2 10-1-3 10-1-4 10-1-5 10-1-6 10-1-7

	監査室設置について（案） 天理医療大学平成30年度委員会・会議構成 天理医療大学事務部門幹部会 議題 平成29年度第1回 運営審議会 議事録 学校法人天理よろづ相談所学園 第7回理事会 議事録		10-1-8 10-1-9 10-1-10 10-1-11 10-1-12
10 大学運営・ 財務 (2) 財務	学校法人天理よろづ相談所学園平成29年度会計決算書 学校法人天理よろづ相談所学園平成29年度事業報告書 （抜粋3. 財務の概要（2）主な財務比率比較）		10-2-1 10-2-2
その他	天理医療大学将来計画委員会規則（平成30年4月1日改定） 天理医療大学特任教員に関する細則 専任教員等の配置状況（平成30年5月1日現在及び同10月17日現在） 平成30年度医療学部臨床検査学科教員配置図 各種学生講習会等の内容及び参加人数 大学基礎データ表1（平成30年5月1日現在及び同10月17日現在） 学修ガイド（平成30年度版） 学修ガイド履修単位についての質問回答 平成30年度臨床検査学科1回生 シラバス 各種実習ガイド 将来計画委員会議題会議資料【閲覧】 教務委員会 議事録【閲覧】 運営審議会 議事録【閲覧】		